

太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

### 規則第3号

#### 太子町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太子町学校給食費に関する条例施行規則（令和4年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「次条」を「第6条」に改める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「第7条」を「第8条」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（学校給食費の無償化）

第5条 前条の規定にかかわらず、町立の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒に係る学校給食費負担者が負担する学校給食費は、原則として無償とする。別表1食当たりの学校給食費の欄中「293円」を「317円」に、「359円」を「390円」に、「275円」を「284円」に、「292円」を「309円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。